

- ・特重設工認の本文において変更が必要な箇所は、DB/SA施設の基本設計方針(変更前)に記載している降下火砕物の層厚の記載である。
- ・設工認の本文において、基本設計方針以外に降下火砕物の層厚の記載はないため、他に変更箇所はない。

現行の特重設工認本文(基本設計方針)

変更前 ①	変更後 ③						
<p>2. 3 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>2. 3. 3 設計方針 (1) 自然現象 b. 火山 (a) 防護設計における降下火砕物の特性の設定</p> <p>設計に用いる降下火砕物は、設置(変更)許可を受けた最大層厚10cm、粒径1mm以下、密度0.7g/cm³(乾燥状態)～1.5g/cm³(湿潤状態)と設定する。</p> <p>②変更後の層厚</p> <table border="1"> <tr> <td>美浜</td> <td>高浜</td> <td>大飯</td> </tr> <tr> <td>22cm</td> <td>27cm</td> <td>25cm</td> </tr> </table>	美浜	高浜	大飯	22cm	27cm	25cm	<p>2. 3 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>2. 3. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>2. 3. 1. 3 設計方針 (1) 自然現象 b. 火山 (a) 防護設計における降下火砕物の特性の設定</p> <p>④ 変更なし</p> <p>(中略)</p> <p>⑤</p> <p>2. 3. 2 特定重大事故等対処施設</p> <p>特定重大事故等対処施設は、外部からの衝撃による損傷の防止において、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に対して、「5. 1. 2. 2 多様性、位置的分散等」、「5. 1. 2. 3 悪影響防止等」及び「5. 1. 2. 5 環境条件等」の基本設計方針に基づき、必要な機能が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 設備に対する要求</p> <p>5. 1 共通事項</p> <p>5. 1. 2 特定重大事故等対処施設</p> <p>5. 1. 2. 2 多様性、位置的分散等</p> <p>(1)多重性又は多様性、独立性、位置的分散</p> <p>(中略)</p> <p>風(台風)、凍結、降水、積雪、火山の影響及び電磁的障害に対して、特定重大事故等対処施設を構成する設備は、環境条件にて考慮機能が損なわれない設計とする。</p>
美浜	高浜	大飯					
22cm	27cm	25cm					

① 再稼働時の工認

② 降下火砕物の層厚を10cmと設定

③ 特重設置に伴う変更

④ DB/SA施設の降下火砕物の層厚設定に変更なし

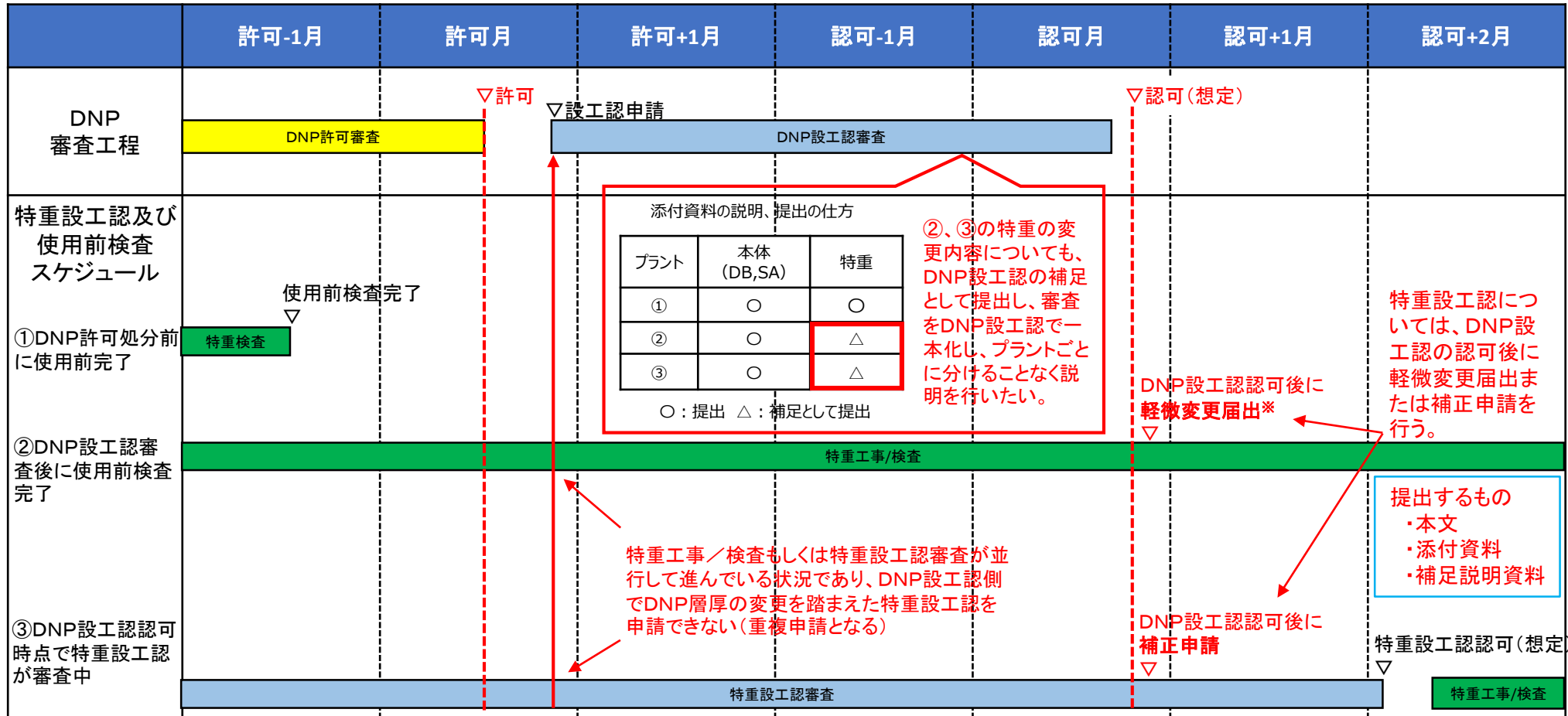
⑤ 特重施設に対する基本設計方針の記載内容には層厚記載箇所はなく、火山等の環境条件にて機能が損なわれない設計とする方針のみを記載

- ・特重設工認の添付資料において変更が必要な箇所は、降下火砕物の層厚の記載及び降下火砕物の荷重を考慮した建屋の強度評価である。
- ・特重設工認の補足説明資料において変更が必要な箇所は、降下火砕物の荷重を考慮した屋外に一部露出している設備の強度評価である。

変更内容	
添付資料	<ul style="list-style-type: none">➤ 降下火砕物の層厚➤ 降下火砕物の荷重を考慮した強度評価・ [Redacted]・ [Redacted]
補足説明資料	<p>特重設備のうち、屋外に露出している以下の設備の強度評価</p> <ul style="list-style-type: none">・ [Redacted]・ [Redacted]

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

- ②、③の状況にあるプラントの特重設工認の申請内容にDNP層厚の変更が与える影響についても、DNP設工認の審査において併せて審査頂きたい。
- 審査頂いた後、プラント毎に特重設工認として必要な手続きを実施したい(②は軽微変更届出、③は補正申請)。



※変更の工事を伴わない工事計画記載事項の変更のため